

## 7 基山町総合計画の策定方針

### 第5次基山町総合計画策定方針

平成25年6月12日

基山町長 小森 純一

この方針は、第5次基山町総合計画を策定するために、基本的な事項を定めるものです。

#### 計画策定の背景

基山町は、合理的かつ効率的な町政運営の指針とするために、昭和50年3月に「基山町総合計画」を策定しました。現在、平成18年度から平成27年度を計画期間とする「第4次基山町総合計画」に基づいて、基本構想に掲げたまちの将来像 ～集い ふれあい 助け合い～ 「みんなで創る 人と自然が輝くまち きやま」の実現に向けて、総合的かつ計画的なまちづくりを進めています。平成23年4月には、県内に先駆けてまちづくりの最高規範となる「基山町まちづくり基本条例」を制定し、協働で創る安全・安心なまちづくりへの取り組みを進めているところです。

また今後は、全国的な傾向である少子高齢化の一層の進行や税収の減少等、地方自治体を取り巻く環境はますます厳しくなることが予想されます。これに加えて、地球規模での環境意識の高まりとバリアフリーやユニバーサルデザインの考え方など、町民の価値観・ライフスタイルの変化などにより、行政に求められる役割がますます多様化しています。これらは行政だけで解決できるものばかりではなく、これまで以上に町民との協働による施策の実施が求められています。

#### 計画策定の趣旨

地方分権改革の進展に伴い、今後とも地方の裁量権と責任の拡大が進められるものと考えられます。このような時代において、基山町が自立して歩み続けていける「持続可能なまちづくり」を考えたとき、町民や町内企業との協働により総合的かつ計画的にまちづくりを進めていく必要があります。また、地方分権、急激な社会情勢の変化及び町民の価値観の多様化の中で策定される今回の総合計画は、基山町の将来を左右する重要な計画となるものです。

このような認識のもと、基山町行政における中心的な役割を担う計画として、平成28年度を初年度とする「第5次基山町総合計画」を策定します。

#### 計画策定の根拠

基山町まちづくり基本条例第26条（総合計画）

第26条 町は、総合計画を策定しなければならない。

2町は、総合計画に基づき、行政の各分野における計画の策定及び施策の実施を行うものとする。

## 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成し、さらにこれを具現化するために「実施計画」を策定します。

(1) 基本構想：平成28年度～平成37年度（目標年次：平成37年度）

基本構想は、町の将来像及び施策の大綱により構成する計画とし、平成28年度から平成37年度を目標年度とする10か年の計画とします。

(2) 基本計画：平成28年度～平成37年度

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するために、取り組むべき主要な施策を分野ごとに明らかにして体系化する10か年の計画とします。計画については、平成32年度を中間年度とし、進捗状況を検証します。その上で、検証に基づき必要な計画の再構築を行うことにより、基本構想の実現を図ります。また、基本計画の進捗状況を管理するため、各施策に目標値（指標）を設定します。

(3) 実施計画：平成28年度～平成30年度、その後、平成37年度まで毎年見直します。

基本計画に示した施策への具体的な取り組みや実施期間を明らかにした短期的な計画で、毎年度における予算編成や事業実施の指針とします。期間は3年間とし、平成28年度を初年度として、3か年計画で毎年度見直すものとします。

## 策定体制

第5次基山町総合計画の策定体制を次のとおり定めます。

(1) 庁内体制

基本構想及び基本計画の策定に当たっては「基山町総合計画プロジェクトチーム」において検討案を作成し、「基山町総合計画幹事会」で原案を作成します。なお、目標年度における目標値（指標）を明確に示す必要があるため、基本計画の策定には全庁をあげて当たるものとします。

① 総合計画幹事会（根拠：基山町総合計画幹事会設置要綱）

- ・幹事会は、総合計画の策定に必要な資料の収集と計画案の作成に当たります。
- ・幹事会は、副町長、教育長、課長等（基山町職員の管理職手当に関する規則（昭和46年規則第3号）第2条に規定する職にある者）により組織します。

② 総合計画プロジェクトチーム（根拠：基山町総合計画策定プロジェクトチーム設置要綱）

- ・ワークショップ等へ参加するとともに、より実働的に事務の具体的調査並びに資料作成等を行うため設置します。
- ・委員は、主幹等（基山町職員の職の設置に関する規則（平成11年規則第17号）第3条第4号、第5号及び第6号に規定する職にある者）をもって充てることとします。

(2) 町民参画

基山町まちづくり基本条例第23条（重要な計画等への参加）に基づいて、住民の行政需要を的確に把握し、その意見等を総合計画策定の基礎とするために、策定過程において積極的に町民の参画を図るものとします。

(3) 外部委託

第5次計画の策定にあたっては、策定事務の一部を効率性の観点から外部委託するものとします。

策定時期

策定時期は平成25年度～平成27年度とし、作業スケジュールは別紙のとおりとします。

手続き及び策定時期

基本構想はその案を平成26年4月に、基本計画はその案を平成26年11月を目途に作成し「基山町総合計画審議会」の答申を得て策定するものとします。また、町議会に対して基本構想(案)及び基本計画(案)を随時報告するものとします。

公表

基山町まちづくり基本条例第24条に基づき、基本構想及び基本計画を公表します。また、総合計画概要版等の作成を行い、町民にわかりやすい公表の手段により行います。

参考資料

